

特定募集情報等提供事業概況報告書の集計結果について

令和 7 年 3 月 24 日
厚生労働省職業安定局
需給調整事業課労働市場基盤整備室

【概要】

- 1 事業概況報告書を提出した特定募集情報等提供事業者の数 1,154事業者（対前年比 27.9%増）
提出対象 1,154事業者（同 27.8%増）
- 2 特定募集情報等提供事業者が提供するサービス数
報告のあったサービスの総数（※1） 1,597サービス（対前年比 7.4%増）
 - （1）第1号事業^{（注）}の数 1,467サービス（同 7.9%増）
 - （2）第2号事業^{（注）}の数 139サービス（同 11.2%増）
 - （3）第3号事業^{（注）}の数 613サービス（同 3.9%増）
 - （4）第4号事業^{（注）}の数 6サービス（同 0.0%増）

※1 1の事業者が複数のサービスを提供したり、1つのサービスが2つ以上の事業類型（号）に該当する場合があります。
- 3 提供した求人情報等について
 - （1）求人情報を提供しているサービスについて（1、2号事業の実績）
 - ① 提供した求人情報（概数）の合計 145,198,507件（対前年比 15.1%増）
 - ② 収集した求職者情報（概数）の合計^{（※2）} 185,346,037件（同 15.5%増）
 - （2）求職者情報を提供しているサービスについて（3、4号事業の実績）
 - ① 提供した求職者情報（概数）の合計^{（※2）} 115,828,868件（対前年比 21.8%増）
 - ② 提供先の求人企業（概数）の合計 2,304,988件（同 3.5%減）

※2 サービスごとに登録されたアカウント数の合計

（注1）職業安定法（昭和22年法律第141号）では、特定募集情報等提供事業（労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業）を行う者に対し、毎年8月31日までに、6月1日時点における事業の実施状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。

（注2）募集情報等提供事業は、職業安定法第4条第6項において以下のとおり第1～4号の4つに類型化されています。

第1号事業：求人企業等から依頼を受けて、「求人情報」を求職者等に提供する事業
（例：求人サイト、求人誌）

第2号事業：求人企業等から依頼を受けず、「求人情報」を求職者等に提供する事業
（例：他の求人サイトの求人情報を集約・転載等する求人サイト）

第3号事業：求職者等から依頼を受けて、「求職者情報」を求人企業等に提供する事業
（例：求職者が登録した情報を求人企業等が閲覧し、求職者にオファーができるサービス）

第4号事業：求職者等から依頼を受けず、「求職者情報」を求人企業等に提供する事業
（例：求職者がネット上に載せた自己の実績等を集約・掲載し、求人企業等が求職者にオファーができるサービス）

1 事業概況報告書を提出した特定募集情報等提供事業者の数

	令和5年	令和6年（対前年比）
提出者数	902	1,154（27.9%増）
提出対象者数	903	1,154（27.8%増）

2 特定募集情報等提供事業者が提供するサービス数

	令和5年	令和6年（対前年比）
報告のあったサービスの総数 ^(※)	1,487 サービス	1,597 サービス（7.4%増）
第1号事業の数	1,360 サービス	1,467 サービス（7.9%増）
第2号事業の数	125 サービス	139 サービス（11.2%増）
第3号事業の数	590 サービス	613 サービス（3.9%増）
第4号事業の数	6 サービス	6 サービス（0.0%）

※ 1の事業者が複数のサービスを提供したり、1つのサービスが2つ以上の事業類型（号）に該当する場合があります。

3 特定募集情報等提供事業者が労働者の募集に関する情報を提供している場合

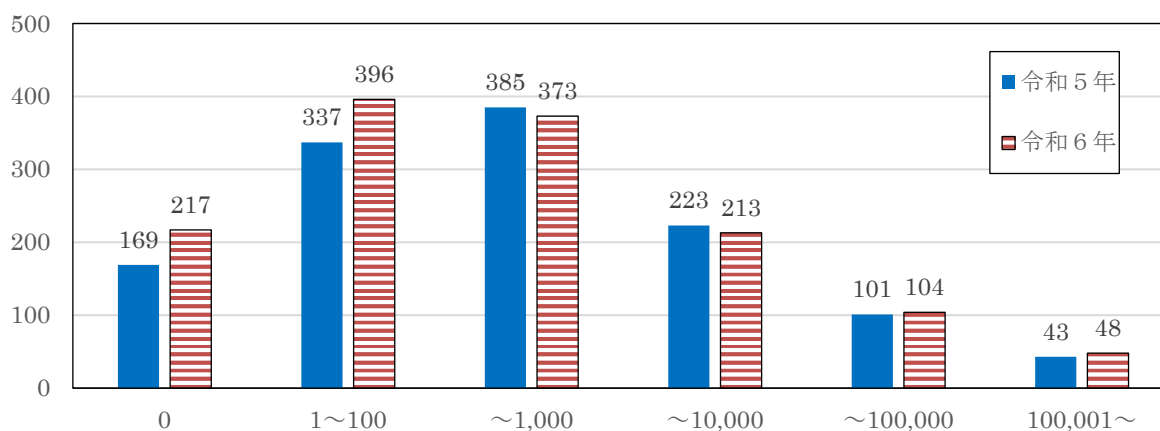
（1、2号事業における実績、表1～2、図1～4）

表1 特定募集情報等提供事業者が提供した「労働者の募集に関する情報の概数」の合計

① 第1号事業を行うサービス	29,799,386	（対前年比 6.6%増）
② 第2号事業を行うサービス	19,956,027	（同 8.5%増）
③ 第1号事業と第2号事業の両方を行うサービス	95,443,094	（同 19.6%増）
④ ①、②、③の合計	145,198,507	（同 15.1%増）

※サービスごとに提供された求人情報の合計。1件の求人情報が複数のサービスから提供されることがある。

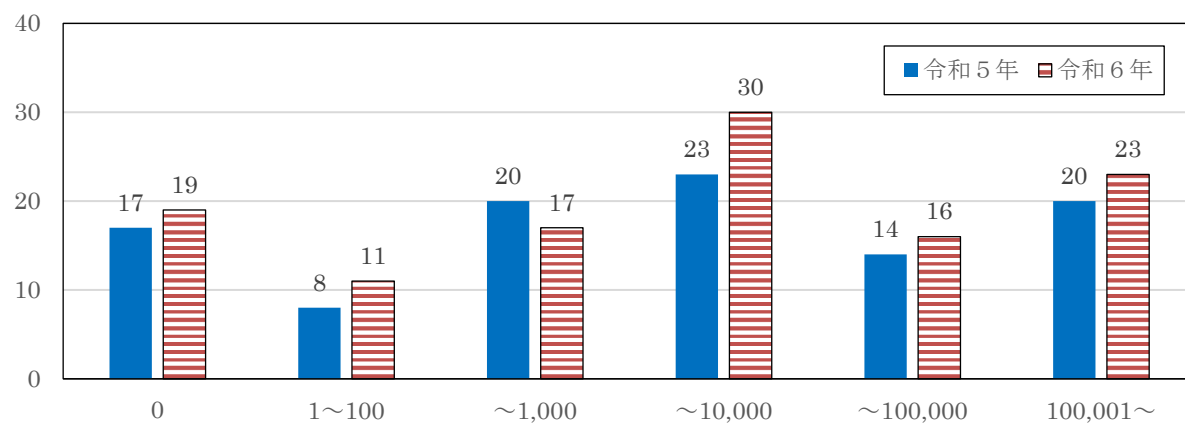
図1 1号事業を行うサービスにおける募集情報等提供事業者が提供した「労働者の募集に関する情報の概数」の分布（表1の①に対応）



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

（横軸は提供した「労働者の募集に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したもの。）

図2 1号事業と2号事業の両方を行うサービスにおける募集情報等提供事業者が提供した「労働者の募集に関する情報の概数」の分布（表1の③に対応）



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

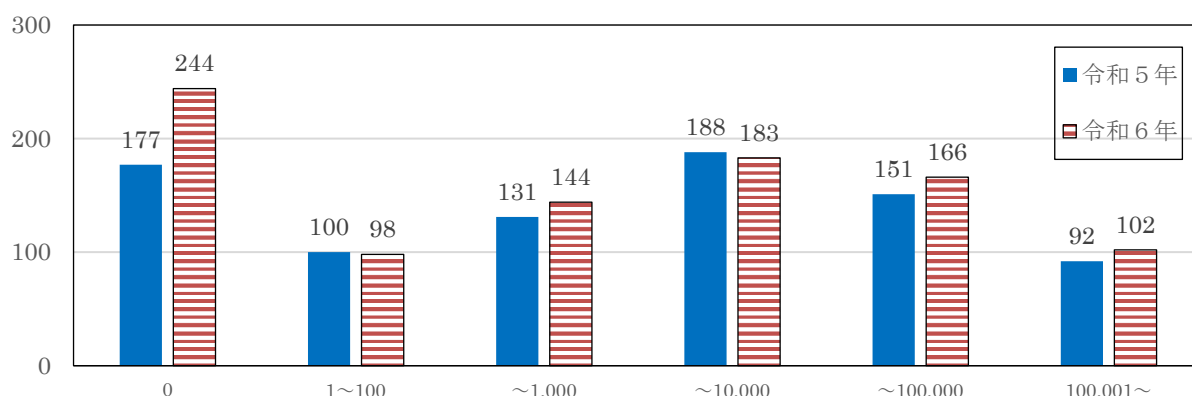
（横軸は提供した「労働者の募集に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したもの。）

表2 特定募集情報等提供事業者が収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の合計

① 第1号事業を行うサービス	142,382,328	(対前年比 15.5%増)
② 第2号事業を行うサービス	1,737,779	(対前年比 9.3%減)
③ 第1号事業と第2号事業の両方を行うサービス	41,225,930	(対前年比 16.5%増)
④ ①、②、③の合計	185,346,037	(対前年比 15.5%増)

※サービスごとに登録されたアカウント数の合計。1人の「労働者になろうとする者」が1つのサービスにおいて複数のアカウントを所持したり、複数のサービスに登録することがある。

図3 1号事業を行うサービスにおける特定募集情報等提供事業者が収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の分布（表2の①に対応）

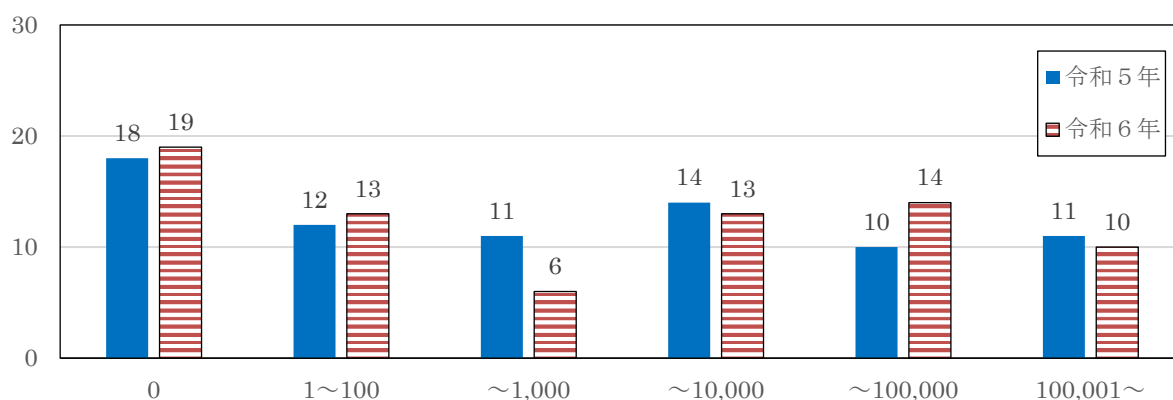


※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

（横軸は収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したもの。）

※アカウント数が不明であるサービス数は、414 サービス。（前年は419 サービス）

図4 1号事業と2号事業の両方を行うサービスにおける特定募集情報等提供事業者が収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の分布（表2の③に対応）



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

（横軸は収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したもの。）

※アカウント数が不明であるサービス数は、41 サービス。（前年は26 サービス）

4 特定募集情報等提供事業者が労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

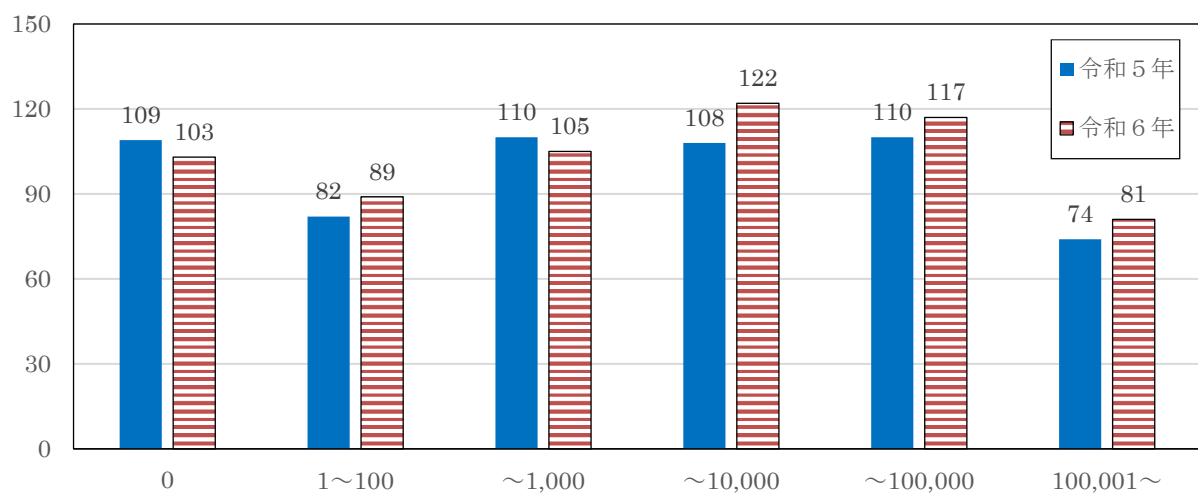
(3, 4号事業における実績、表3～4、図5～6)

表3 特定募集情報等提供事業者が提供した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の合計

第3号事業及び第4号事業を行うサービス	115,828,868	(対前年比 21.8%増)
---------------------	-------------	---------------

※サービスごとに提供されたアカウント数の合計。1人の「労働者になろうとする者」が1つのサービスにおいて複数のアカウントを所持したり、複数のサービスに登録することがある。

図5 3号事業及び4号事業を行うサービスにおける特定募集情報等提供事業者が提供した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の分布（表3に対応）



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

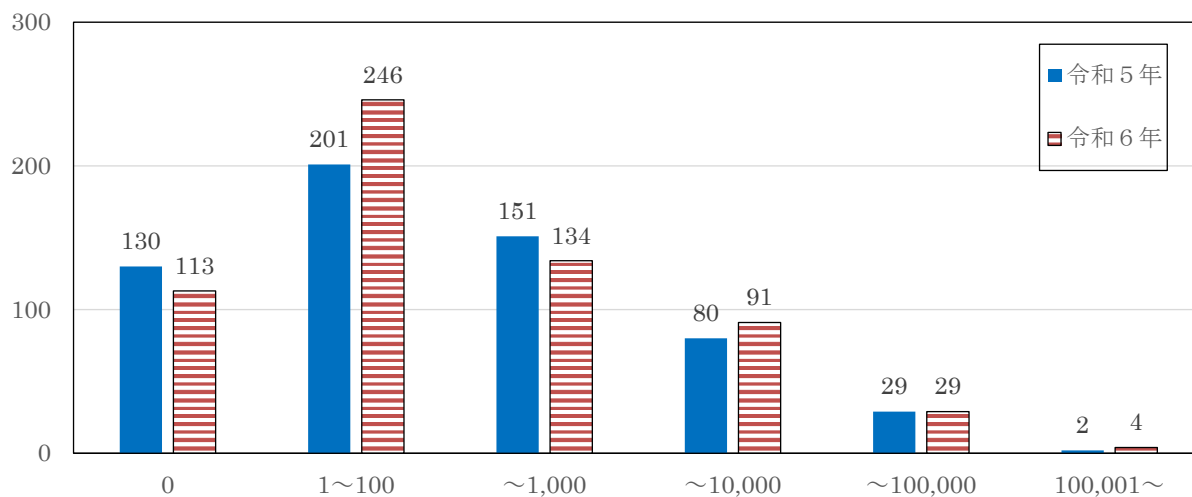
(横軸は提供した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したもの。)

表4 「労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数」の合計

第3号事業及び第4号事業を行うサービス	2,304,988	(対前年比 3.5%減)
---------------------	-----------	--------------

※会員登録をしている求人者を合計したもの。

図6 3号事業及び4号事業を行うサービスにおける「労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数」の分布（表4に対応）



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

（横軸は「労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数」、縦軸はサービス数を表したもの。）

特定募集情報等提供事業概況報告書について

厚生労働省 職業安定局

需給調整事業課 労働市場基盤整備室

「募集情報等提供」の4類型

職業安定法における「募集情報等提供」の定義を拡大し、新たな形態のサービスについても職業安定法上の規定の対象となるようにした。

改正の内容

- これまで、「募集情報等提供」については、「求人企業」又は「求職者」の依頼を受けて「求職者」又は「求人企業」に求人情報・求職者情報を提供することが定義の対象であった。
- 近年、IT技術の発展に伴い、この定義にあてはまらない形で募集情報等提供を行う新たなサービスが生まれていることを踏まえて、以下のようなサービスについても「募集情報等提供」の定義に含めた。
 - ① 他の職業紹介事業者や募集情報等提供事業者を、依頼元や情報提供先にするもの
 - ② インターネット上の公開情報を収集する（クロール）など、特段の依頼なく収集した情報を提供するもの

法律の条文と事業類型のイメージ

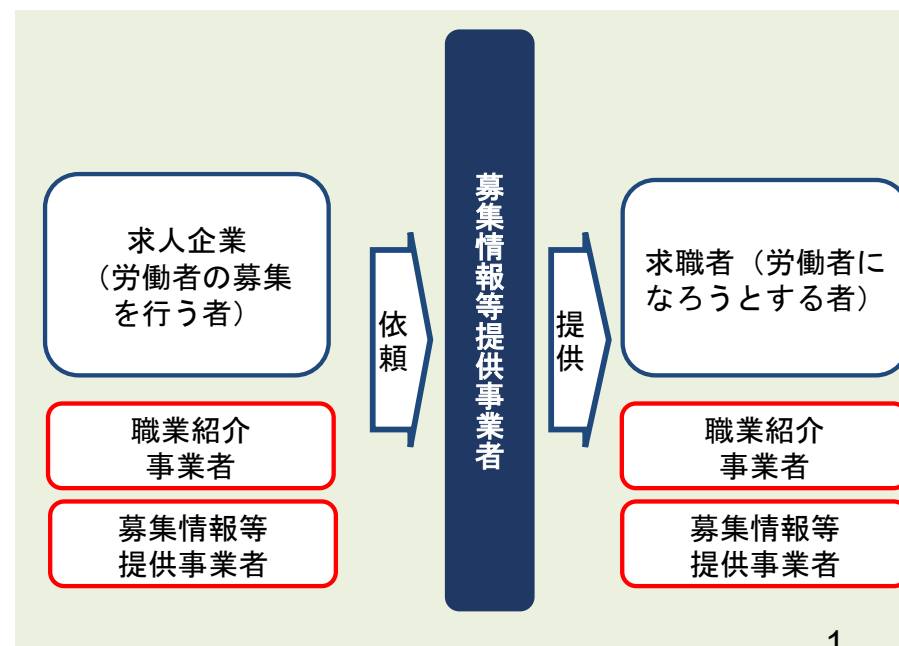
(定義)
第四条

⑥ この法律において「募集情報等提供」とは、次に掲げる行為をいう。

一 **労働者の募集を行う者等の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。**

【1号事業者】

例：求人メディア、求人情報誌、ビジネスSNS

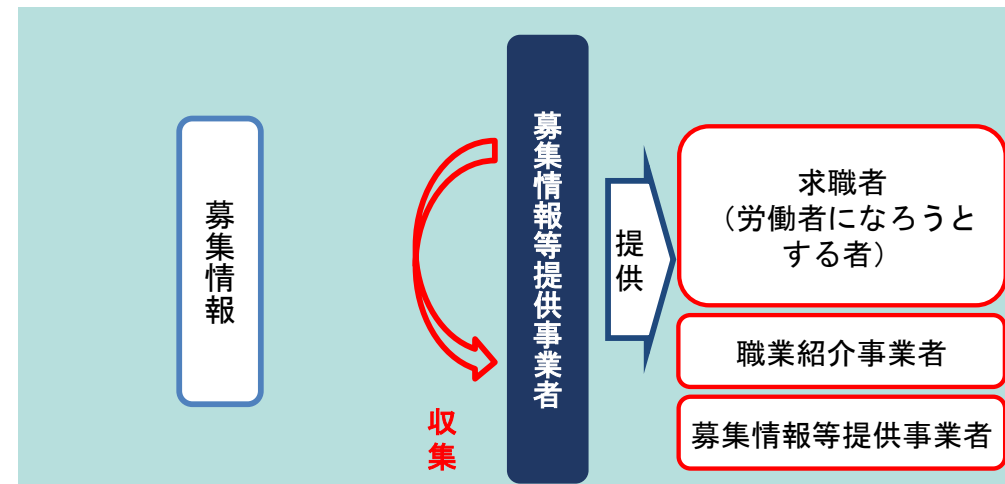


法律の条文と事業類型のイメージ

二 前号に掲げるもののほか、**労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等**（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。次号において同じ。）**に提供すること。**

【2号事業者】

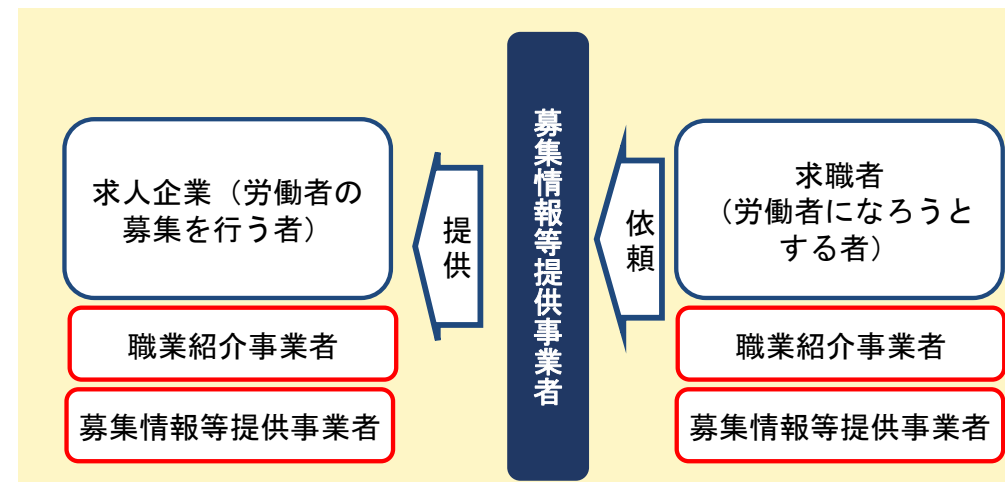
例：クローリング型求人メディア



三 労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

【3号事業者】

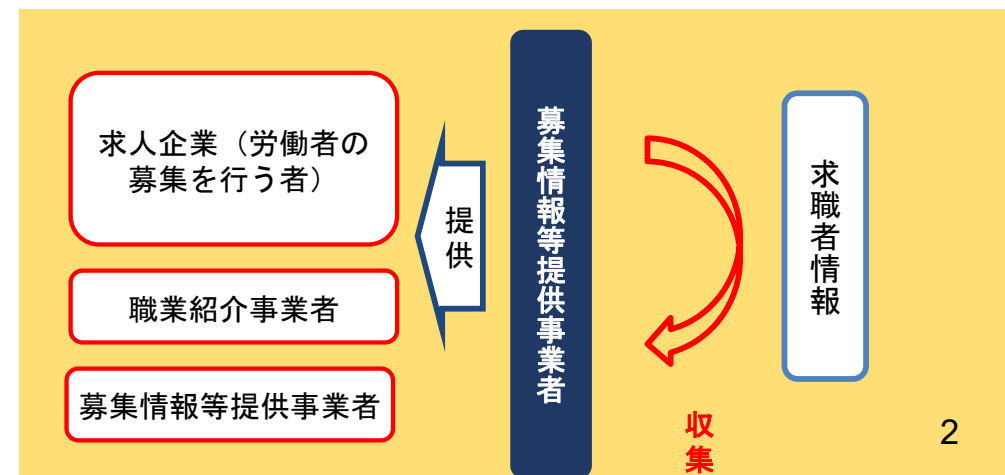
例：人材データベース、ビジネスSNS



四 前号に掲げるもののほか、**労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。**

【4号事業者】

例：クローリング型人材データベース



様式第8号の6（第1面）
(日本産業規格A列4)

特定募集情報等提供事業概況報告書

厚生労働大臣 殿
① 年 月 日
② 提出者

職業安定法第43条の5の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。

③ 届出受理番号		
④ 名 称 (ふりがな)		
⑤ 所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 電話 ()	
⑥ 代 表 者	役 名	
	(ふりがな) 氏 名	

I. 公表項目

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨ URL
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	

様式第8号の6（第2面）

II 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者の募集に関する情報の概数	⑪ 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数

⑫ 概数に係る説明

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数

⑮ 概数に係る説明

様式第8号の6（第3面）

3 提供するサービスの概要

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑯ サービスの概要

4 適切な事業運営に関する事項

- ⑰ 法第5条の4第1項及び第3項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項
＜法第5条の4第1項（虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止）について＞

様式第8号の6（第4面）

＜法第5条の4第3項（正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置）について＞

- ⑱ 法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置
＜法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的＞

＜法第5条の5第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置＞

- ⑲ 法第43条の7第2項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項